1 位置図



2 用途地域



【第二種中高層住居専用地域】 (建築できる建築物)

- 住宅、兼用住宅
- ・二階以下の店舗・事務所で床面積 1500㎡以下のもの
- ・ 公共施設など



【第一種低層住居専用地域】

- 住宅、兼用住宅
- 一部公共施設など

【第二種低層住居専用地域】

- 住宅、兼用住宅
- •店舗(床面積150㎡以下)
- ・一部公共施設など

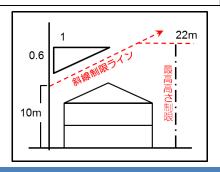
3 高度地区



【第4種高度地区】 絶対高さ22m+北側斜線(10mから)



【第1種高度地区】 絶対高さ10m+北側斜線(5mから)



1 10m 0.6 最高 5m 制限

4 防火地域及び準防火地域



【準防火地域】

建築物の階数や延べ床面積により耐火 建築物や準耐火建築物等にする必要



【無指定】

屋根を不燃材料で造るか、又は不燃材で葺く必要

5-1 地区計画(細々区分)



【計画住宅地(中高層)】 (建築できる建築物)

- 住宅、兼用住宅
- ・500㎡以下の一部店舗
- 公共施設、病院、学校など



【計画住宅地(戸建等1)】 (建築できる建築物)

- 住宅、兼用住宅
- 公共施設、診療所など

【計画住宅地(戸建等)アメニティ軸沿道】 (建築できる建築物)

・上記及び150㎡以下の一部店舗など

5-2 地区計画(地区施設)



- ①道路1号 W=9.0, L=115
- ②步行者専用道路1号 W=4.0. L=240
- ③歩行者専用道路2号 W=4.0, L=175



③歩行者専用道路1号 W=4.0, L=175

6 手続きの流れ

地元説明会

平成30年10月15日(金)19時~ @彩都西コミュニティセンター

区域内の地権者等の権利者のみ

原案の縦覧 意見書の提出 平成30年11月上旬から2週間(予定) ※意見書提出は更に1週間後まで可能

【茨木市地区計画等の案の作成手続に関する条例】

誰からでも

案の縦覧 意見書の提出

平成30年12月上旬から2週間(予定)

【法第17条】

茨木市都市計画審議会

平成31年1月末(予定)

都市計画変更告示

平成31年2月(予定)